

平成28年度第2回協議会及びその後頂いた行動計画案に関するご意見等とそれに対する考え方

ページ	構成員等名	ご意見等	いただいたご意見等への考え方
表紙	(事務局)	時点修正。	『3月』を『7月』に修正。
p 1	京都市	誤字修正。	『改定』を『策定』に修正。
p 1、p 5、p 30、p 34、p 38	滋賀県、兵庫県、堺市、和歌山県、和歌山市	誤字修正。	『超えた』を『越えた』に修正。
p 1、p 5、p 18、p 24、p 33、p 34	和歌山県	誤字修正。	『ふまえ』を『踏まえ』に修正。
p 2、p 37	門真市、枚方市、豊中市、洲本市等	構成員・担当部署等の変更に伴う修正。	構成員等に係る情報について、『3月』を『7月』に修正。 『交野市 環境部環境総務課』を『門真市 市民生活部環境政策課』に修正。(枚方市)『減量業務室』を『環境総務課』に修正。(豊中市)『減量推進課』を『減量計画課』に修正。(洲本市)『環境整備課』を『生活環境課』に修正。 また、滋賀県、大阪府、兵庫県、大阪市、豊中市、枚方市、門真市、関西広域連合の欄の電話番号を修正。
p 4、p 38	(事務局)	D.Waste-Netに係る記述の修正。	災害時の機能・役割として、(1)初動・応急対応支援、(2)復旧・復興対応支援に大別する等、記述ぶりを修正。
p 5、p 15、p 24	和歌山市	『環境省本省』の記載方法を統一すべき。	『環境省本省』を『環境省(本省)』に統一。
p 15	滋賀県	廃棄物処理施設や収集運搬車両を有することは基本的に想定されないと思われるため、「施設・車両・資機材」の欄から広域連合を削除してはどうか。	『市町村や一部事務組合・広域連合』を『市町村や一部事務組合』に修正。
p 15	(事務局)	関係者間で情報を共有すべき事項として処理施設や施設・資機材が記載されているが、収集運搬車両の記述がない。	『施設・資機材』の欄を『施設・車両・資機材』とし、関連する内容を追記。
p 21	兵庫県	誤字修正。	『非常災害であつて』を『非常災害であって』に修正。
p 22	関西広域連合	関西広域連合と各地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に関する記述がない。	『関西広域連合と九州地方知事会(中国地方知事会、四国知事会)との災害時の相互応援に関する協定』を追記。
p 23	滋賀県	近畿地方環境事務所も、関西広域連合とともに、支援要請を受け応援・応援に係る調整を行う主体になりうると思われるため、近畿地方環境事務所の箇所に、「連絡調整」とともに「応援・受援調整」も併記すべきではないか。	「連絡調整」に「応援・受援調整」も含まれると考えているが、関西広域連合の調整が「応援・受援」に限定されない可能性もあることから『応援・受援調整』を『連絡調整』に修正。併せて、『関西広域連合』の枠の大きさを修正。
p 23	大阪府産業廃棄物協会	廃棄物処理体制の図では、廃棄物事業者団体等の府県をまたいだ連携の体制が見えないが、横のつながりも重要。	被災府県・応援府県における「廃棄物事業者団体 建設事業者団体等」間の線を追記。
p 25	滋賀県	P21の「基本的な考え方」にも記載されているとおり、南海トラフ巨大地震等において国による代行処理の可能性は充分あり得ることから、国の主な役割として記載すべきではないか。	ご指摘のとおり、重層的な対応の一つとして、国による代行処理を示しておりますが、本計画ではそれに先立って国が実施すべき事項を中心に記載しています。
p 25、p 26、p 30、p 31、p 32、p 33、p 35	滋賀県	府県の役割として、「事務の委託」以外にも「事務の代替執行」という手段もあり得るので、「事務委託等」とすることが適切ではないか。	『事務委託』を『事務委託等』に修正。
p 26	兵庫県	表の4行目に「責任者、担当者の決定」とあるが、何の担当者を決めれば良いか判らない。もう一つブレイクダウンして書き込んでほしい。	『災害時意志決定者、総合調整、計画、経理、初動対応等の責任者、担当者の決定』のように、具体例を追記。
p 26	兵庫県	表の22行目の応援府県の列に「府県内の被災状況を国に連絡」とあるが、被災府県の役割であるため不要ではないか。	「応援府県(市町村も含む)」の列にある『府県内の被災状況を国に連絡』の記述を削除。
p 26~29	大阪府	災害廃棄物対策指針等では、ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場を指して「一般廃棄物処理施設等」としているが、行動計画案で「一般廃棄物・し尿処理施設」と記載する特段の理由はあるか。	『一般廃棄物処理施設等』や『一般廃棄物・し尿処理施設』の記述を『一般廃棄物処理施設等』に統一。
p 26、p 29、p 33~35等	近畿地方整備局	標準的な手順の中で「国の役割」とあるが、整備局でできることとできないことがあるので、地方環境事務所と整備局の役割の記載については明確に分けていただきたい。また、大規模災害廃棄物対策の主務は環境省であり、本省として国土交通省が主体的に出てくる場面がないと想定されるため、表の国に係る列を『国(環境省、環境事務所等)』に変更されたい。	大規模災害時の廃棄物処理にあたっては環境省が積極的に関与することとなります。一方で他府省の協力も不可欠であり、引き続き役割の明確化等について、具体的な運用を通じて得られる知見等を踏まえて、検討を進めたいと考えております。また後段については、ご指摘を踏まえ『国(本省、環境事務所、整備局等)災害廃棄物担当部門』を『国(環境省(本省、地方環境事務所)、他府省出先機関(地方整備局等))』に修正したいと思います。
p 28	和歌山市	「し尿」の収集運搬体制の確立についての記載がないが、『仮設トイレ等の確保、運用』に含まれているのか。	「仮設トイレ等の確保、運用」に含まれます。
p 30	和歌山市	脱字修正。	『災害廃棄物処理計画』を『災害廃棄物処理実行計画』に修正。
p 35	兵庫県	表の143、144行目の被災市町村の列について、建築物等の解体時に行うアスベスト事前調査は、解体・撤去前に実施すべきものであるため、入れ替えるべきではないか。	表の143行目と144行目を入れ替え。
p 38	和歌山市	「仮置場、集積場」について、本計画内での用語の解説が必要ではないか。	参考資料2で、仮置場についての用語の説明を追記。
p 40	滋賀県	「関係者へ報告する際の様式」について、「今後の検討課題例」として整理されているが、いつ頃作成される予定か。	今年度、大規模災害時に関係者間で報告・共有すべき情報を整理するとともに、共通の各種報告様式(案)の作成を行い、来年2~3月頃に開催予定の次回協議会にて、これらについて報告・検討する予定です。
p 40	滋賀県	本県は近畿ブロックと中部ブロックの両方に所属しており、非常時に混乱を生じかねないため、「関係者へ報告する際の様式」を作成される場合は中部ブロック協議会と十分調整を願いたい。	共通の各種報告様式(案)の作成にあたっては、災害廃棄物処理指針(資料編)のほか、自治体や中部ブロック協議会が作成・使用している既存の様式を参考とします。